

## 各務原市 議長交際費のウェブサイト公開基準

### (公開目的)

第1条 議長交際費の支出の状況の透明性を高め、議会に対する市民の理解と信頼を深めるため、必要な事項を定めるものとする。

### (公開内容)

第2条 議長交際費の公表は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出年月日（もしくは支出を決定した日）
- (2) 支出件名
- (3) 支出項目
- (4) 支出金額
- (5) 年間累計額

2 前項の規程にかかわらず、各務原市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第39号）の規定により、個人に関する情報保護の観点から特別の配慮が必要と認められる場合は、個人名は公表しないものとする。

### (支出項目)

第3条 前条第1項第3号に規定する支出項目は、支出の内容により、次のとおり分類する。

- 慶祝 市政に関わりのある個人または団体の慶事等に係る経費
- 弔慰 市政に関わりのある個人および親族に対する香典等に係る経費
- 見舞 市政に関わりのある個人または団体に対する見舞い等に係る経費
- 会費 市政に関わりのある個人または団体が開催する会合等への参加に係る経費
- 渉外 市政に関わり必要とされる情報収集および意見交換、交渉並びに市政に関わる事業または催しへの協賛等に係る経費
- その他 議長が特に支出する必要があると認めた経費

### (公表時期)

第4条 議長交際費の公表時期は次のとおりとする。

- (1) 議長交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌々月の1日(その日が市の休日にあたる場合はその翌日)までに公表するものとする。
- (2) 市ウェブサイト上で公開する議長交際費は2年間（現年度と前年度）とする。

### (その他)

第5条 この基準に定めるもののほか必要な事項については、議長が別に定めるものとする。

2 この基準は必要に応じて、適宜見直すこととする。

附則

(施行期日)

1 この基準は、平成26年6月6日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この基準に関わらず、平成25年4月1日以降に支出のあった議長交際費について適用する。

附則

この基準は、令和6年4月1日から施行し、改正後の第2条第2項の規定は、令和5年4月分の議長交際費の公表から適用する。